阿南工業高等専門学校構内における自動車の駐車等の規制に関する要項

（平成４年２月２１日）
（要　項　第　１　号）

（趣旨）

第１　この要項は、阿南工業高等専門学校の構内（以下「構内」という。）における交通の安全及び教育研究の場にふさわしい環境を保持するため、自動車の駐車等の規制について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要項において、「自動車」、「原動機付自転車」及び「自転車」とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条に定める自動車、原動機付自転車及び自転車をいう。

（駐車等の制限）

第３　駐車許可証の交付を受けた者でなければ、構内において自動車（自動二輪車を除く。以下次項から第６までについて同じ。）を駐車させることができない。ただし、公用自動車、郵便自動車、緊急自動車、タクシー及び商品等搬入車については、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、校長は、次の各号に掲げる場合にあっては、駐車許可証の交付を受けていない者に対して、構内において自動車の駐車を一時的に許可することができる。

(1) 学校行事等のために学生の保護者等が自動車を利用して来校した場合

(2) その他特別な事情があると認めた場合

（駐車許可証の交付基準）

第４　駐車許可証の交付基準とその対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）で、通勤のために自動車を使用することを常例とするもの

(2) 構内で業務に従事することを許可されている者（以下「業務委託企業」という。）及びその従業員等で、通勤のために自動車を使用することを常例とするもの

(3) 教育、研究、その他業務上の都合により、一時期通勤のために自動車の使用を必要とする職員で、かつ、通勤手当が「交通機関」で認定されているもの

(4) その他臨時に駐車を必要とすると校長が認める者

（申請手続）

第５　駐車許可証の交付を受けようとする者は、駐車許可証交付申請書（別紙様式１）に必要書類を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

２　駐車許可証の交付を受けている者が使用する自動車を変更するときは、改めて駐車許可証交付申請書に必要書類を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

３　校長は、前２項の許可をするときは、申請者に対し、駐車許可証（別紙様式２）を交付するものとする。

（駐車許可証の返納）

第６　駐車許可証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速や

かに駐車許可証を校長に返納しなければならない。

(1) 駐車許可が取り消されたとき。

(2) 本校又は業務委託企業を退職するとき。

(3) 通勤のために自動車を使用することをやめるとき。

(4) 使用する自動車を変更するとき。

（駐車場等の位置）

第７　構内における駐車場及び駐輪場の位置は、別に定める。

（遵守事項）

第８　自動車等の使用者（所有者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車許可証は、構内においては、車内の所定の位置に表示しておくこと。

(2) 第７の規定により定められた駐車場等以外には、駐車又は駐輪をしないこと。

(3) 構内においては歩行者優先とし、自動車等の運行速度は、時速20km以下とすること。

(4) 公用等やむを得ない事情がある場合を除き、入構又は出構時以外に自動車等（自転車を除く。）の移動を行わないこと。

(5) その他本校の行う交通規制に従うこと。

（違反者に対する措置）

第９　校長は、この要項の規定に違反した自動車等の使用者に対して、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 違反車には、警告書を貼付すること。

(2) 違反を重ねた者に対しては、自動車等の構内乗入れ禁止を命じるとともに駐車の許可を取消すこと。

(3) 前２号の措置を受けても、なお違反を重ねる自動車等及び正当な理由がなく、長期間にわたり構内に放置されている自動車等については、その使用者に対し、相当の警告をした後に構内から撤去すること。

（臨時の規制）

第10　第３から第10までの規定にかかわらず、校長は、緊急事態及び学校行事等のため、必要ある場合はその都度、臨時に構内交通規制を行うことがある。

（学生に対する規定の適用）

第11　学生の自動車、自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のものに限る。）及び原動機付自転車の使用並びに工事用車輌等の構内通行等については、別に定める。

（細則）

第12　この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、校長が別に定める。

附　則

１　この要項は、平成４年４月１日から実施する。ただし、第４及び第５の規定は、平成４年２月21日から実施する。

２　この要項実施の際既に交付された職員駐車許可証の有効期限は、平成４年３月31日とする。

附　則

この要項は、平成11年10月１日から施行し、平成11年１月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成13年４月１日から施行し、平成11年４月１日から適用する。

附　則

１　この要項は、平成14年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の際、校長は、平成14年３月31日において定期駐車許可証の交付を受けている者（改正後の第７第１号から第３号までの規定に該当する者を除く。以下「旧許可証保有者」という。）に対して、平成14年度駐車許可証を交付するものとする。この場合において、旧許可証保有者は駐車許可証交付申請書の提出を要しない。

附　則

この要項は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年６月21日から施行し、令和元年５月１日から適用する。

様式１（第５関係）

和暦　　年　　月　　日

駐車許可証交付申請書

阿南工業高等専門学校長　殿

申請者
所属・職名
氏名

阿南工業高等専門学校構内における自動車の駐車場等の規制に関する要項第５第１項の規定に基づき、下記のとおり添付書類を添えて、駐車許可証の交付を申請します。

記

１　申請理由：要項第４第　号に該当する

２　申請車輌：種別（普通自動車・軽自動車）

年式（　　年式）

車名（　　）

自動車登録番号（　　）

３　交付希望日：和暦　　年　月　日

４　添付書類：自動車検査証（写）一部
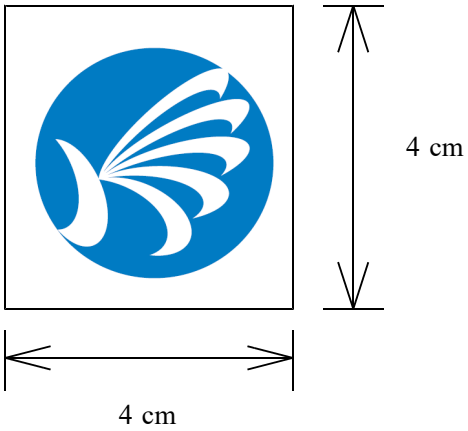
様式２（第５関係）